

## 道路交通法改正に伴う懲戒処分指針の改正について

### 1 道路交通法改正について

現行の道路交通法では、自転車を含む軽車両は酒気帯び運転の罰則規定から除外されているが、令和6年11月1日から自転車による酒気帯び運転にも3年以下の懲役または50万円以下の罰金が適用されることとなる。

		現行	改正後
酒酔い運転	自動車	罰則あり (5年以下の懲役または100万円以下の罰金)	改正なし
	自転車	罰則あり (5年以下の懲役または100万円以下の罰金)	改正なし
酒気帯び運転	自動車	罰則あり (3年以下の懲役または50万円以下の罰金)	改正なし
	自転車	罰則なし	<u>罰則あり</u> <u>(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)</u>

### 2 懲戒指針の改正について（交通事故・交通法規違反）

自転車による酒気帯び運転への罰則規定適用に合わせ、「豊島区職員の懲戒処分に関する指針」について、以下のとおり見直すこととする。

#### (1) 酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた職員

		現行	改正後
酒酔い運転	自動車	免職	改正なし
	自転車	免職	改正なし
酒気帯び運転	自動車	免職	改正なし
	自転車	規定なし	<u>免職</u>

#### (2) 酒酔い運転又は酒気帯び運転をした職員（交通法規違反）

		現行	改正後
酒酔い運転	自動車	免職（特段の事情がある場合は停職）	<u>免職</u>
	自転車	免職（特段の事情がある場合は停職）	<u>免職</u>
酒気帯び運転	自動車	免職（特段の事情がある場合は停職）	<u>免職又は停職</u>
	自転車	規定なし	<u>免職又は停職</u>

### 3 交通事故・交通法規違反事案の報告について

交通事故等を起こした職員は、以下の通り所属長へ連絡するとともに、職員から報告を受けた所属長は「リスク状況・対応報告書」にて関係者へ報告を行う。

#### (1) 人身事故・物損事故を伴う場合

##### ア. 事故の申し出

事故者は、公務中、公務外に関わらず、その内容について、速やかに所属長へ連絡するものとする。

##### イ. 関係機関への報告

連絡を受けた所属長は、「リスク状況・対応報告書」を作成の上、メールで「ML-リスク情報・対応状況報告書」宛に送付する。

#### (2) 人身事故・物損事故を伴わない場合

##### ア. 違反の申し出

事故者は、公務中に交通法規違反を犯したときは、その内容について、速やかに所属長へ連絡するものとする。

また、公務外に「酒酔い運転」「酒気帯び運転」「著しい速度超過」等、特に悪質な交通法規違反（違反点数6点以上）を犯したときも同様とする。

##### イ. 関係機関への報告

連絡を受けた所属長は、「リスク状況・対応報告書」を作成の上、メールで「ML-リスク情報・対応状況報告書」宛に送付する。

なお、交通事故・交通法規違反事案については、「道路交通法違反職員の取り扱いについて」（平成18年11月9日人事課通知）に基づき、人事課長に報告を行うこととなっているが、今後は「リスク状況・対応報告書」に一本化する。

(参考)

# 自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

！ダメ！！

ながらスマホ



！ダメ！！

酒気帯び運転



令和6年11月1日  
道路交通法改正

## 自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

